

議案第120号

**東近江市職員の給与に関する条例及び東近江市特別職の職員
の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

東近江市職員の給与に関する条例及び東近江市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市職員の給与に関する条例及び東近江市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(東近江市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 東近江市職員の給与に関する条例（平成17年東近江市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 東近江市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(東近江市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 東近江市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年東近江市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 東近江市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて関係する本市条例の一部を改正し、本議案を提出するものである。